



県・市町
離職者緊急対策資金貸付制度

会社の倒産や事業の不振などにより、離職を余儀なくされた人の生活の安定のために生活資金などを貸し付けていますので、ご利用ください。

◎対象 次のすべてに該当する人

- 県内に居住する人
- 離職時の事業所に1年以上勤続していた人
- 離職を余儀なくされた勤労者（雇用保険受給資格者または雇用保険受給者であった人で離職理由コードが11, 12, 21, 22, 23, 31, 32 および34である人）で、離職後1年以内の人
- 現に離職していて、ハローワークで求職活動を行っている人

※ 確認書類として雇用保険受給資格者証等の証明書が必要です。

◎資金使途 大学教育資金、住宅資金償還金、冠婚葬祭・療養資金、災害資金、一般生活資金

◎貸付限度額 70～150万円

◎償還期間 6～10年以内

◎貸付利率

年1.0%（別に保証料が必要）

◎償還方法 元利均等月賦償還（据置期間中は、利息のみの償還となります。）

◎保証人等

連帯保証人1人（申込人と別生計の人）と（社）日本労働者信用基金協会の債務保証を受けることが必要

◎申込先

中国労働金庫（☎83-2268）

※ 貸付にあたっては、中国労働金庫の審査があります。

〈問い合わせ先〉 商工労働課（☎82・1150） 県労働対策課（☎083・933・3210）



同行援護サービスが始まります

10月1日から、視覚障がいをお持ちの人で移動に著しい困難のある人に、同行援護サービスが始まります。

◎対象

視覚障がいによる身体障害者手帳を持っている人で、移動に著しい困難のある人

◎サービス内容

- ① 移動時およびそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆、代読を含む）
- ② 移動時およびそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- ③ 排泄や食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助

◎支給量

1か月50時間を目安とし、必要と認められる範囲で決定します。

◎費用

原則1割負担（市町村民税非課税世帯には負担軽減あり）

◎申込方法 高齢障害課に備え付けの申請書に記入し提出

※ 原則として調査等が必要となります。

グループホーム・ケアホーム利用者
に対して家賃の助成が始まります

◎対象

障がい者施設であるグループホーム・ケアホーム利用者（市町村民税課税世帯を除く）

◎開始日

10月1日～

◎助成額

利用者一人あたり
月額1万円を上限



〈問い合わせ・申込先〉 高齢障害課（☎82・1170）